

平成 19 年 9 月 21 日から 11 月 20 日までの火薬類取締法関連の改正

経済産業省令 第七十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第七条第一号及び第二号、第十五条第四項、第二十七条の二並びに第三十五条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十月二十四日 経済産業大臣 甘利 明

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「建築物」の下に「（鋼製チャンバに該当するものを除く。）」を加え、同条中第十四号を第十七号とし、第七号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 不発弾等一時置場 火薬類一時置場であつて、不発弾等の解撤の工程において火薬類を一時的に保管する場所

第一条中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 不発弾等解撤工室 不発弾等の解撤作業を行うために設けられた危険工室及び鋼製チャンバ

第一条第三号の次に次の一号を加える。

四 鋼製チャンバ 製造所内又は製造所外で不発弾等（陸上において発見された不発弾その他の火薬類をいう。以下同じ。）の解撤作業又は廃棄作業を行うために設けられた建築物

第一条の六第一項中「）の場合を除く。）」の下に「及び同条第二項第一号の表」を、「第五号」の下に「、第六十七条第四項第一号の表」を加える。

第四条第一項中「定置式製造設備である」を「定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う」に改め、同項第四号中「危険工室、火薬類一時置場」を「危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）」に改め、同項第六号中「工室」の下に「（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）」を加え、同項第八号中「工室」の下に「（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、「第二十七号まで」の下に「並びに前項第一号から第四号まで、第六号及び第十一号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法

第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- 一 不発弾等解撤工室、不発弾等一時置場又は不発弾等廃棄処理場（以下「不発弾等解撤工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、次の表の保安距離（保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離）をとること。

(五)				(四)				(三)				(二)				(一)				区分	保安物件の種類	単位	(爆薬) 停滞量(以下) キログラム
不発弾等処理場 (爆発処理又は年 少処理を行うもの を除く。)				不発弾等処理場 (燃焼処理を行う ものに限る。)				不発弾等処理場 (爆発処理を行う ものに限る。)				不発弾等一時置場				不発弾等撤収工室							
第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件				
メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル	メ ト ル				
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75	150	230	300	—	—	—	—	2,000			
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70	140	210	270	—	—	—	—	1,500			
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60	120	180	240	—	—	—	—	1,000			
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55	120	170	230	—	—	—	—	900			
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55	110	170	220	—	—	—	—	800			
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55	110	160	210	—	—	—	—	700			
65	130	195	260	—	—	—	—	50	100	150	200	50	100	150	200	50	100	150	200	600			
65	125	190	250	—	—	—	—	50	100	150	200	50	100	150	200	50	100	150	200	550			
60	120	185	245	—	—	—	—	45	95	140	190	45	95	140	190	45	95	140	190	500			
60	115	175	235	—	—	—	—	45	90	140	180	45	90	140	180	45	90	140	180	450			
55	115	170	225	—	—	—	—	45	90	130	180	45	90	130	180	45	90	130	180	400			
55	110	165	215	—	—	—	—	40	85	130	170	40	85	130	170	40	85	130	170	350			
50	105	155	205	—	—	—	—	40	80	120	160	40	80	120	160	40	80	120	160	300			
50	95	145	195	—	—	—	—	35	75	110	150	35	75	110	150	35	75	110	150	250			
45	90	135	180	—	—	—	—	35	70	110	140	35	70	110	140	35	70	110	140	200			
40	80	125	165	—	—	—	—	30	65	95	130	30	65	95	130	30	65	95	130	150			
35	70	105	145	—	—	—	—	25	55	85	110	25	55	85	110	25	55	85	110	100			
35	65	100	135	—	—	—	—	25	50	75	100	25	50	75	100	25	50	75	100	80			
30	60	90	120	30	60	90	120	25	45	70	95	25	45	70	95	25	45	70	95	60			
25	50	75	100	25	50	75	100	20	40	60	80	20	40	60	80	20	40	60	80	40			
20	40	60	80	20	40	60	80	20	35	55	75	20	35	55	75	20	35	55	75	30			

- 二 不発弾等解撤工室等は、製造所内の他の施設に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。ただし、経済産業大臣が告示で定める基準により互いに接続する場合には、この限りでない。
- 三 不発弾等解撤工室は、別棟とし、経済産業大臣が告示で定める構造とし、かつ、告示で定める建築材料を使用すること。
- 四 不発弾等解撤工室の放爆面(鋼製チャンバにあつては、搬入口をいう。)の方向には、経済産業大臣が告示で定める基準による土堤又は防爆壁を設けること。
- 五 不発弾等解撤工室(鋼製チャンバを除く。)の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。
- 六 不発弾等解撤工室(鋼製チャンバを除く。)の床面は、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかの不発弾等解撤工室は、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。
 - (1) 解撤設備の構造上、不発弾等の解撤により生じる火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがないもの
 - (2) 取り扱われる不発弾等の種類若しくは状態又は不発弾等解撤工室の床面の状態にかんがみ、当該不発弾等が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦(不発弾等解撤工室内で起こり得るものをいう。)を生じさせた場合であつても、爆発又は発火のおそれがないと認められるもの
 - ロ 不発弾等の解撤により生じる火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。
- 七 鋼製チャンバには、不発弾等と床面とが直接接しない措置及び不発弾等が落下しない措置を講ずること。
- 八 解撤設備は、できるだけ遠隔操作による設備とすること。
- 九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備には、温度上昇を防止する措置を講ずること。
- 十 解撤作業に使用するウォータージェットには、水圧及び研磨材の量が過剰になることを防ぐための装置を設けること。
- 十一 不発弾等廃棄処理場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

第五条第一項中「定置式製造設備である」を「定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業(不発弾等の解撤作業を除く。)を行う」に改め、同項第一号の二中「その成分配合比の範囲」の下に「を、」を加え、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、「第二十六号」の下に「並びに前項第二号及び第三号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、

次の各号に掲げるものとする。

- 一 不発弾等は、あらかじめ一日に解撤する最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。
- 二 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。
- 三 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。
- 四 信管を有する不発弾等は、信管の分離作業等においてその信管を起爆させないように慎重に取り扱うこと。
- 五 不発弾等を収納する容器包装には、不発弾等の種類、信管の有無、危険性に関する分類その他の不発弾等に関する情報を表示すること。

第四十四条の二第一項中「日乾場」の下に「、不発弾等解撤工室等」を加える。

第六十六条の前の見出し中「の方法」を削る。

第六十七条第一項第三号中「、信号雷管又は銃用雷管」を「又は信号雷管」に、「掘って」を「掘つて」に改め、同号ただし書を削り、同項第七号中「前四号に掲げる」を「第三号から前号までに掲げる」に改め、「火工品」の下に「(不発弾等を除く。)」を加え、「前四号に準じて」を「第三号から前号までの規定に準じて」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 実包又は空包（以下この号において「実包等」という。）は、燃焼炉（燃焼中に実包等の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。

八 銃用雷管は、孔を掘つて入れ、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理し、又は燃焼炉（燃焼中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。

第六十七条第二項中「及び第十号」を「から第十一号まで」に改め、同項第四号中「、風の少ない日を選び、かつ、点火に際しては風下から行い」を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 屋外において燃焼により廃棄する場合には、風の少ない日を選び、かつ、点火に際しては風下から行うこと。

第六十七条に次の五項を加える。

- 3 不発弾等（不発弾等の解撤作業により生じる火薬類を含む。以下次項において同じ。）の廃棄を行うために、不発弾等廃棄処理場を設けなければならない。
- 4 前項の不発弾等廃棄処理場（製造所内のものを除く。）は、次の各号の規定によらなければならない。
 - 一 不発弾等廃棄処理場は、不発弾等廃棄処理場外の保安物件に対して、次の表の保安距離をとること。

(三)				(二)				(一)				区分	
不発弾等処理場 (爆発処理又は年 少処理を行うもの を除く。)				不発弾等処理場 (燃烧処理を行う ものに限る。)				不発弾等処理場 (爆発処理を行う ものに限る。)					
第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件	第一種保安物件	保安物件の 種類	単位
メートル(以上)	メートル(以上)	メートル(以上)	メートル(以上)	メートル(以上)	メートル(以上)	メートル(以上)	メートル(以上)	メートル(以上)	メートル(以上)	メートル(以上)	メートル(以上)		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,000	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,500	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	900	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	800	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	700	
65	130	195	260	—	—	—	—	50	100	150	200	600	
65	125	190	250	—	—	—	—	50	100	150	200	550	
60	120	185	245	—	—	—	—	45	95	140	190	500	
60	115	175	235	—	—	—	—	45	90	140	180	450	
55	115	170	225	—	—	—	—	45	90	130	180	400	
55	110	165	215	—	—	—	—	40	85	130	170	350	
50	105	155	205	—	—	—	—	40	80	120	160	300	
50	95	145	195	—	—	—	—	35	75	110	150	250	
45	90	135	180	—	—	—	—	35	70	110	140	200	
40	80	125	165	—	—	—	—	30	65	95	130	150	
35	70	105	145	—	—	—	—	25	55	85	110	100	
35	65	100	135	—	—	—	—	25	50	75	100	80	
30	60	90	120	30	60	90	120	25	45	70	95	60	
25	50	75	100	25	50	75	100	20	40	60	80	40	
20	40	60	80	20	40	60	80	20	35	55	75	30	

- 二 不発弾等廃棄処理場には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で定員を定め、定員内の従事者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。
- 三 不発弾等廃棄処理場には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で停滞量を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。
- 5 不発弾等を爆発処理又は燃焼処理する場合には、第五十一条第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、不発弾等の解撤により生じる火薬類であつて不発弾等の外殻から分離されたものを爆発処理又は燃焼処理するときは、第一項第一号及び第二項の規定によることができる。
 - 一 爆発処理するときは、想定する不発弾等の処理量及び処理回数を設定し、当該想定値に対して十分な耐爆性を有する構造の鋼製チャンバを用いること。
 - 二 鋼製チャンバは、繰り返しの爆発処理に対して十分な耐爆性を維持していることを確認するため、劣化を計測する装置を備え、処理の都度計測を行い、十分な耐爆性が残されていないと判断される場合には使用しないこと。
 - 三 鋼製チャンバの搬入口の方向には、経済産業大臣が告示で定める基準による土堤又は防爆壁を設置すること。
 - 四 燃焼処理するときは、火焰や飛散物が外部へ放出されることのない構造であり、かつ、少量ずつ燃焼する装置並びに内圧及び温度を監視する装置を設けた燃焼炉を用いること。
 - 五 爆発処理又は燃焼処理するときは、あらかじめ、その処理に用いる設備の能力に応じた不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で処理すること。
- 6 爆発又は燃焼以外の方法により不発弾等を廃棄する場合には、温度、圧力の急激な変化が起きないように措置が講じられた処理設備を用いること。
- 7 第三項、第四項及び第五項第三号に規定する基準については、経済産業大臣が廃棄方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

別表第一第一項各号列記以外の部分中「定置式製造設備である」を「定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う」に改め、同項第十四号の完成検査の方法欄中「消火設備」を「消火の設備」に改め、同表中第二項を第三項とし、第一項の項の次に次のように加える。

<p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離</p> <p>二 第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔</p> <p>三 第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料</p> <p>四 第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁</p> <p>五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面</p> <p>六 第四条第二項第六号の不発弾</p>	<p>一 不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</p> <p>二 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。なお、不発弾等解撤工室を互いに接続している場合であつて、既定の距離を確保できないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>三 不発弾等解撤工室の設置の状況、構造及び建築材料の種類を、目視、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>四 不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の位置、構造及び建築材料の種類を、目視、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>五 不発弾等解撤工室の内面について、土砂類はく落及び飛散を防ぎ、かつ、床面に鉄類を表さない構造となつていることを、目視により検査する。</p> <p>六 不発弾等解撤工室の床面の材料の種類及び火</p>
--	---

<p>等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面</p>	<p>薬類の浸透又はその粉末が侵入しないような措置の状況を、目視により検査する。</p>
<p>七 第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置</p>	<p>七 鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の状況を、目視により検査する。</p>
<p>八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備</p>	<p>八 解撤設備が遠隔操作できるものにあつては、その設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>九 第四条第二項第九号の解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置</p>	<p>九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>十 第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置</p>	<p>十 解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>十一 第四条第二項第十一号の不発弾等廃棄処理場</p>	<p>十一 不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置し、かつ、その周囲の樹木、雑草等を伐採した状況を、目視により検査する。</p>

別表第三第一項各号列記以外の部分中「定置式製造設備である」を「定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う」に改め、同項第十四号の保安検査の方法欄中「消火設備」を「消火の設備」に改め、同表中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の項の次に次のように加える。

<p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第二項第一号の不発弾等解撤工室等の保安距離</p> <p>二 第四条第二項第二号の不発弾等解撤工室等の保安間隔</p> <p>三 第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室の構造及び建築材料</p> <p>四 第四条第二項第四号の不発弾等解撤工室の土堤及び防爆壁</p> <p>五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面</p> <p>六 第四条第二項第六号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面</p> <p>七 第四条第二項第七号の鋼製チャンバの床面に不発弾等が</p>	<p>一 不発弾等解撤工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</p> <p>二 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。</p> <p>三 不発弾等解撤工室の維持管理状況を、目視、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>四 不発弾等解撤工室の土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査する。</p> <p>五 不発弾等解撤工室の内面の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>六 不発弾等解撤工室の床面の維持管理状況を、目視により検査する。</p> <p>七 鋼製チャンバの床面に不発弾等が直接接することがなく、かつ、落下しない措置の維持管理状</p>
---	--

<p>直接接することがなく、かつ、落下しない措置</p>	<p>況を、目視により検査する。</p>
<p>八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備</p>	<p>八 解撤設備が遠隔操作できるものにあつては、その維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>九 第四条第二項第九号の解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置</p>	<p>九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>十 第四条第二項第十号のウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置</p>	<p>十 解撤に使用するウォータージェットの水圧及び研磨剤の量が過剰になることを防ぐための装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>十一 第四条第二項第十一号の不発弾等廃薬処理場</p>	<p>十一 不発弾等廃薬処理場の維持管理状況を、目視により検査する。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 経済産業省告示 第二百六十九号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第四条第二項第一号から第四号まで、第五条第二項第二号及び第三号並びに第六十七条第四項第二号及び第三号並びに第五項第三号の規定に基づき、不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示を次のように定めたので、告示する。

平成十九年十月二十四日 経済産業大臣 甘利 明

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（保安距離）

第二条 規則第四条第二項第一号の保安距離は、次の各号に掲げる距離とする。

- 一 規則第四条第二項第一号の製造所外の保安物件が守衛又は管理人の詰所その他当該製造所を警戒するために設けられた家屋である場合には、同号の表に掲げる不発弾等解撤工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離の四分の一の距離（その距離が同表に掲げる当該不発弾等解撤工室等の区分に係る最小の停滞量に係る同号に規定する第三種保安物件に対する保安距離の二分の一の距離に満たない場合は、当該二分の一の距離）
- 二 当該保安物件が前号に掲げる家屋以外のものである場合には、当該保安物件の種類に応じて規則第四条第二項第一号の表に掲げる不発弾等解撤工室等に係る保安距離の二分の一の距離（その距離が保安物件の種類に応じて同表に掲げる当該不発弾等解撤工室等の区分に係る最小の停滞量に係る同号に規定する保安距離に満たない場合は、当該保安距離）

（保安間隔）

第三条 規則第四条第二項第二号の保安間隔は、次の各号に掲げる距離とする。

- 一 不発弾等解撤工室等に対しては、別表の保安間隔の項に掲げる距離
- 二 危険区域外にある施設（次号及び第四号に掲げる施設を除く。）に対しては、前号に規定する距離
- 三 危険区域外にある施設であつて、不発弾等の解撤作業に直接関係のないもの（次号に掲げるものを除く。）に対しては、規則第四条第二項第一号の表に掲げる当該不発弾等解撤工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離に相当する距離（当該施設が第一種保安物件に該当するものであるときは、第一種保安物件に対する保安距離に相当する距離）
- 四 危険区域外にある現場事務所以外の事務所、試験研究施設、食堂（従業員の用に供するものに限る。）及び駐車場に対しては、規則第四条第二項第一号の表に掲げる当該

不発弾等解撤工室等に係る第三種保安物件に対する保安距離の二分の一に相当する距離

五 前各号に掲げる施設以外の施設に対しては、必要に応じて適当な距離
(接続の方法)

第四条 規則第四条第二項第二号ただし書の不発弾等解撤工室等の接続の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 接続できる不発弾等解撤工室等は、不発弾等解撤工室に限る。
- 二 接続する不発弾等解撤工室間の壁の厚さは、解撤作業一回当たりに処理する不発弾等の火薬類の最大数量（以下「最大処理薬量」という。）が大きい不発弾等解撤工室側の壁の厚さとして、次条第一項第九号イの規定により得られる値以上とすること。
- 三 三棟以上接続してはならない。ただし、接続するすべての不発弾等解撤工室における不発弾等の解撤作業が専ら機械によつて行われ、当該機械の運転中に当該接続するすべての不発弾等解撤工室内に作業者が立ち入らない場合には、この限りでない。

(構造基準)

第五条 規則第四条第二項第三号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の構造は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 構造は、直方体又は立方体の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とすること。
- 二 壁のうち的一面を放爆面とし、放爆面には放爆口を設けること。
- 三 放爆口の面積は、放爆面の面積の三分の一以上とし、かつ、できる限り大きなものとする。
- 四 構造部材の接合部は、溶接により接合すること。
- 五 放爆口の周辺は、爆発の際大きく破損しないように、鉄筋、鉄骨等で補強すること。ただし、放爆面の全部を放爆口とした場合は、この限りでない。
- 六 放爆口に簡易な壁等（風雨又は砂塵よけのためのみに設けるものをいう。）を設ける場合は、その壁等について、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、できるだけ大きい出入口又は窓を設け、かつ、可燃性の部分には防火塗料を塗布する等により火焰に対して抵抗性を有する構造とすること。
- 七 不発弾等の中心から壁及び頂版までの距離（メートル）は、最大処理薬量（キログラム）の三乗根に 0.6 を乗じて得られる値以上とすること。
- 八 不発弾等解撤工室の容積（立方メートル）は、最大処理薬量（キログラム）を当該容積で除した値が 0.65 以下となるようにすること。
- 九 壁、頂版又は底版の構造は、次に定めるところによること。
 - イ 壁及び頂版の厚さ（センチメートル）は、最大処理薬量（キログラム）の三乗根に 13 を乗じて得られる値以上とすること。ただし、得られた値が二十五未満となる場合は、当該厚さを二十五センチメートルとすること。

- ロ 鉄筋は、できるだけ細径のものを使用し、内外の鉄筋量が等量の複配筋とし、片側の鉄筋比は〇・五パーセント以上一パーセント以下とすること。
- ハ 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、五センチメートル以上とすること。
- ニ 壁及び頂版を取り巻く主鉄筋の継手は、連続配筋とすること。
- ホ 隅角部にはハンチを設け、その脚長は当該ハンチが接する壁又は頂版に係るイの厚さ以上とし、かつ、十分な斜め筋を配置すること。
- ヘ 壁及び頂版における内外の鉄筋の間には、トラス構造又はラチス構造としたせん断補強筋を縦横に配置すること。
- ト 底版は、壁及び頂版の重量を基礎地盤に分散できる十分な剛性を有すること。
- チ 壁の基礎にフーチングを設ける場合は、当該フーチングは、壁及び頂版の重量を基礎地盤に分散できる十分な剛性を有すること。
- リ 壁及び頂版の外側は、不発弾等の中心からの距離が最小となる壁又は頂版の外面上の点を中心として当該壁又は頂版の厚さの六倍以上の長さの直径で描いた円周で囲まれる範囲を、鋼板、ゴム板等により補強すること。

2 鋼製チャンバの構造は、工程及び停滞量に応じて前項に規定する構造を有する不発弾等解撤工室と同等以上の耐爆性を有すること。

(建築材料)

第六条 規則第四条第二項第三号の建築材料は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 コンクリートの種類は、普通コンクリートとし、使用する粗骨材にあつては、寸法が二十五ミリメートル以下の砂利又は砕石、細骨材にあつては、山砂、川砂又は砕砂とすること。
- 二 コンクリートの設計基準強度は、三十ニュートン毎平方ミリメートル以上四十ニュートン毎平方ミリメートル以下とすること。
- 三 鉄筋は、日本工業規格G三一一二(二〇〇四)「鉄筋コンクリート用棒鋼」に規定する品質、形状及び寸法のものを使用すること。

(土堤の基準)

第七条 規則第四条第二項第四号及び第六十七条第五項第三号の土堤の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 土堤は、その立面図において、不発弾等の中心から放爆口の上の縁を結ぶ直線を延長した線(以下「立面図見通し線」という。)が必ず土堤の外側の法面の線と交差し、かつ、その平面図において、不発弾等の中心から放爆口の左右の縁を結ぶ直線を延長した線(以下「平面図見通し線」という。)が必ず土堤の頂上の外側の線と交差するような構造とすること。
- 二 土堤頂部の厚さは、一メートル以上とすること。
- 三 土堤の内側の勾配を九十度とする場合は、内側の構造をコンクリート擁壁とすること。

(防爆壁の基準)

第八条 規則第四条第二項第四号及び第六十七条第五項第三号の防爆壁の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 防爆壁は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、かつ、基礎に十分なフーチングを設けて爆風による転倒を防止する構造とすること。
- 二 防爆壁は、その立面図において、立面図見通し線が必ず防爆壁の壁の外側の線と交差し、かつ、その平面図において、平面図見通し線が必ず防爆壁の頂上の外側の線と交差するような構造とすること。
- 三 不発弾等の中心から防爆壁前面までの距離（メートル）は、最大処理薬量（キログラム）の三乗根に〇・六を乗じて得られる値以上とすること。
- 四 厚さ（センチメートル）は、最大処理薬量（キログラム）の三乗根に十三を乗じて得られる値以上とすること。ただし、得られた値が二十五未満となる場合は、当該厚さを二十五センチメートルとすること。
- 五 鉄筋は、できるだけ細径のものを使用し、内外の鉄筋量が等量の複配筋とし、片側の鉄筋比は〇・五パーセント以上一パーセント以下とすること。
- 六 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、五センチメートル以上とすること。
- 七 主鉄筋の継手は、連続配筋とすること。
- 八 内外の鉄筋の間には、せん断補強筋を縦横に配置すること。
- 九 裏面は、不発弾等の中心からの距離が最小となる防爆壁の裏面上の点を中心として、当該防爆壁の厚さの六倍以上の長さの直径で描いた円周で囲まれる範囲を、鋼板、ゴム板等により補強すること。
- 十 建築材料は、第六条各号の規定によること。

(定員の範囲)

第九条 規則第五条第二項第二号及び第六十七条第四項第二号の人数の範囲は、別表の定員の範囲の項に掲げる人数とする。

(停滞量の範囲)

第十条 規則第五条第二項第三号及び第六十七条第四項第三号の数量の範囲は、別表の停滞量の範囲の項に掲げる数量とする。

不発弾等の 区分解撤	作業工程 の区分	停滞量の 範囲	定員の 範囲			保安間 隔	
			作業 者	運 搬 者	試 料 採 取 者		
		(以下)	人(以下)			メートル(以上)	
(1)	不発弾等の解撤	検査工程	600キログラム	6	4	1	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		穿孔工程	600キログラム	6	4	0	
		切断工程	600キログラム	6	4	0	
		溶出工程	600キログラム	8	4	0	
		脱薬工程	600キログラム	6	4	0	
		弾殻溶解工程	600キログラム	6	4	0	
		炸薬切断工程	600キログラム	6	4	0	
		不発弾等一時置場	2,000キログラム	0	4	0	
(2)	不発弾等廃棄処理 場(爆発処理を行う ものに限る。)	爆発処理による廃薬 処理工程(鋼製チャ ンバを用いる場合)	600キログラム	6	4	0	$3.0 \times \sqrt[3]{\text{停滞量}}$
		爆発処理による廃薬 処理工程(不発弾等 の外殻から分離され た火薬類を処理する 場合)	60キログラム	6	4	0	
(3)	不発弾等廃棄処理 場(燃焼処理を行う ものに限る。)		60キログラム	6	4	0	停滞量が30キログラ ムを超え60キログラ ム以上の場合 20 停滞量が30キログラ
(4)	不発弾等廃棄処理 場(爆発処理又は 燃焼処理を行うも のを除く。)		600キログラム	6	4	0	停滞量が60キログラ ムを超える場合 $5.2 \times \sqrt[3]{\text{停滞}}$ 量 停滞量が30キログラ ムを超え60キログラ ム以上の場合 20

備考

- 1 停滞量の範囲の項の数量は、規則第一条の六の例により爆薬に換算した数量とする。
- 2 保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量に相当する数値とする。